

令和6年4月16日修正

香取市デマンド交通運營業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

香取市

1 業務の概要

(1) 業務の名称

香取市デマンド交通運營業務委託

(2) 目的

自家用自動車への依存の高まりや人口減少及び少子高齢化の進行等により、公共交通利用者が減少し、地域公共交通を取り巻く環境が年々厳しさを増している。

その中で、香取市では、令和6年3月に香取市地域公共交通計画（以下、「地域交通計画」という。）を策定した。地域交通計画に基づく再編で、市内の路線バス及び循環バスの統廃合の代替としてデマンド交通を拡充する。

(3) 委託業務の選定方式

公募型プロポーザル方式

(4) 業務内容

「香取市デマンド交通運營業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

(5) 提案上限金額

総額68,750,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

内訳は、次のとおりとする。

項目	金額（円）	備考
総額	68,750,000	
うち、デマンド交通運營業務に係る経費	25,000,000	
うち、交通事業者等への運行業務委託に係る経費	43,750,000	

※ただし、本金額は提案上限額であり実際の契約額については別途協議する。

(6) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(7) 発注者及び事務局

発注者：香取市

香取市長 伊藤 友則

事務局：香取市総合政策部企画政策課 公共交通担当

〒287-8501

千葉県香取市佐原口2127番地

電話番号 0478-50-1206（直通）

FAX番号 0478-52-4566

電子メール kikaku@city.katori.lg.jp

2 プロポーザルへの参加資格

香取市デマンド交通運營業務委託（以下、「運營業務」という。）の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者または本運營業務の公告日前 6 か月以内に手形または小切手を不渡りした者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）適用申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者でないこと。
- (5) 同一人が代表者となる者で、重複して参加表明している者でないこと。
- (6) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年香取市告示第 113 号）に基づく指名停止措置または香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年香取市告示第 149 号）に基づく入札参加除外措置を公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていない者であること。
- (7) 経営状況及び経営規模において本運營業務の履行に支障がない単体企業または法人であること。
- (8) 仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者の指示に柔軟に対応できること。

3 実施スケジュール

実施内容	実施期間または期日
募集開始	令和 6 年 4 月 12 日（金）
質問受付期間	令和 6 年 4 月 12 日（金）から 令和 6 年 4 月 19 日（金）まで
質問への回答期限	令和 6 年 4 月 24 日（水）
提案書類の提出期限	令和 6 年 5 月 7 日（火）
一次審査結果の通知 （5 社以上の参加があった場合）	令和 6 年 5 月 8 日（水）
プレゼンテーション	令和 6 年 5 月 14 日（火） 予定
審査結果の通知（公表）	令和 6 年 5 月 15 日（水） 予定
契約協議及び契約書締結	5 月下旬

※スケジュールは、都合により変更する場合がある。

4 書類の配布

香取市ホームページ（<http://www.city.katori.lg.jp>）に掲載する。

5 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

本件に関する質問は、電子メール（着信を確認すること。）によるものとする。

ただし、参加表明書及び企画提案書の作成、提出に必要な事項及び運営業務の実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 提出様式 質問書（様式1）
- (2) 提出場所 1(7)に定める事務局（以下「事務局」という。）
- (3) 提出期限 令和6年4月19日（金） 正午
- (4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、令和6年4月24日（水）までに質問者のみに対して電子メールにより行う。ただし、質問内容が企画提案書の作成や運営業務実施条件に係るもの等の場合は、質問者名を伏せて市ホームページに公表する。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和6年5月7日（火）午後5時15分 必着
- (2) 提出場所 事務局
- (3) 提出部数 7部（押印が必要なものについては正本1部のみ押印。残りの6部は複写可とする。）
- (4) 提出方法 事務局あてに予め電話連絡のうえ持参（土・日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）または郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）によること。

(5) 提出書類

- ① 参加表明書（様式2）
- ② 会社概要（様式自由、ただしA4版とする。）
会社名、会社設立年月日、所在地、技術者数、業務概要、連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を必ず記載すること。
- ③ 企業パンフレット等
- ④ 業務経歴書（様式3）
- ⑤ 業務実施体制調書（様式4）
本運営業務の配置予定者について分担する業務内容を記載すること。
- ⑥ 企画提案書（様式5-1、5-2）
様式5-2については、様式内の項目についての記載を網羅すれば、項目・ページの追加・体裁の変更は可とする。
原則A4版片面印刷とするが、資料の作成上A3版を利用したほうが確認しやすい場合は、A3版も可とする。
- ⑦ 工程表（様式自由、ただしA4版1枚とする。）
現時点で想定している作業スケジュールを記載すること。
- ⑧ 参考見積書（様式6）
記載する金額については税込額とし、運営業務に係る提案内容を実施するにあたって必要となるすべての費用を含めること。また、参考見積書の金額の内訳がわかる資料を添付すること（任意様式）。

7 審査

審査は、香取市デマンド交通運営業務委託業者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置し、香取市デマンド交通運営業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき次のとおり実施する。

(1) 一次審査(書類)

① 審査方法

5社以上の企画提案書等の提出があった場合は、事務局で一次審査を行う。次の審査基準に基づき、上位4社を一次審査通過者とする。

② 審査基準(一次審査)

実施要領の審査基準(表1)に基づき、審査を行う。

③ 審査結果の通知

ア 令和6年5月8日(水)までに事務局からメールで通知する。

イ 審査内容及び特定結果に係る電話等による問い合わせには応じない。

ウ 応募者からの審査結果に対する異議を受け付けない。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)

① 審査方法

次のとおり企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 令和6年5月14日(火)(予定)にプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

なお、時刻及び会場は、別途電子メール等で通知する。

イ プレゼンテーションは1社ずつの呼び込み方式とし、1社の持ち時間は、原則として説明25分、ヒアリング10分の計35分とする。

ウ プレゼンテーションの内容は、提出のあった企画提案書に基づくものとし、資料の追加は認めない。

エ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含む4名以内とする。

なお、本運営業務を受注した際に主な担当なる予定の者を含めること。

オ 説明時は、資料等の投影を可とし、86型大型ディスプレイ及びHDMIケーブル、電源を事務局で用意する。参加者は、必要に応じてパソコン及びデータ、インターネットへの接続機材等を持参すること。

カ ヒアリングは、企画提案に係るプレゼンテーション等に関するものその他、運営業務全般に関する総合的な内容とする。

キ 本プロポーザルへの参加事業者が1社のみであっても審査を行うものとする。また、審査による評価点が、全体の7割を満たさない場合は、候補者の選定を行わない。

② 審査基準(二次審査)

実施要領の審査基準(表1)に基づき、審査を行う。

③ 受注予定者の特定

審査会で、企画提案書の内容及びプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査及び評価を行い、審査結果が最高点であった応募者を選定し、運営業務の受注予定者として特定する。

なお、最高得点者が複数となった場合は、審査項目ごとに比較し、「企画提案」「参考見積」「会社業務等の実績」の順で、審査点の高い者を選定する。

④ 審査結果の通知

- ア 審査結果は、二次審査対象者に電子メールで通知するとともに、運営業務の受注予定者を香取市ホームページで公表する。
- イ 審査内容及び特定結果に係る電話等による問い合わせには応じない。
- ウ 応募者からの審査及び特定結果に対する異議を受け付けない。

8 契約協議及び契約書締結

前項の審査により特定された受注予定者と運営業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約を行うものとする。

なお、協議が整わない場合、二次審査において、評価により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

9 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の提出後、応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。
- (4) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは失格とする。
 - ① 企画提案書提出時点で、本実施要領及び仕様書を満たしていない場合
 - ② 虚偽の内容を記載した場合
 - ③ ヒアリング等の時間に遅れた者または出席しなかった者
 - ④ 複数の参加表明書及び企画提案書を提出した者
 - ⑤ その他、審査会が不相当と認める場合

審査基準

審査項目	番号	項目	評価の観点	配点
1 会社業務等の実績 【様式3】 【様式4】	1-1	業務実績	同種または類似の実績があるか	5
	1-2	実施体制	本運營業務の遂行のため、必要な専門的知見・経験を有する人員が十分に配置されているか	5
2 企画提案 【様式5】	2-1	スケジュール	実施スケジュールが実現的なものである、かつ柔軟な調整が可能なものであるか	5
	2-2	事業目的への合致	本運營業務の目的(仕様書の内容)を達成するために有効な提案であるか	10
	2-3	利便性	AI、IoT等の最新技術を活用し、利用者、運行事業者及び事業主体いずれにとっても効率的かつ利便性の高いシステムであるか	10
	2-4	拡張性	新たな交通サービスの構築に向け、システムの拡張性が期待できるか	10
	2-5	プロジェクトマネジメント	システム構築のみならず、本運營業務を主体的にリードし、進捗を管理することが出来るか。	10
	2-6	安全管理体制	システムの障害、または事故等の発生時の対応体制の構築及び発生を未然に防ぐ体制がとられているか。	5
	2-7	説明能力	プレゼンテーションにあたり、業務知識を十分に活かし、ポイントをおさえた分かりやすい説明や質疑応答への的確な対応がなされているか	5
3 見積金額 【様式6】	3-1	提案価格	得点=35×(最低提案価格/当該提案価格)	35
			合計	100

- ※5社以上の企画提案書等の提出があった場合は、事務局で一次審査を行う。
 ※一次審査は、審査基準の番号1及び2で行い、点数上位4社を一次審査通過者とする。
 ※本プロポーザルへの参加事業者が1社のみであっても審査を行うものとする。また、審査による評価点が、全体の7割を満たさない場合は、候補者の選定を行わない。